

2014年12月3日

公益社団法人 日本監査役協会 太田順司

1. 【基本原則 4】 **考え方**の記述に関する提案

我が国の機関設計に関する記述である以上、支配的な機関設計で形態である「監査役会設置会社方式」の記述を先行して記載することが理解を得られやすいのではないかと考えます。

2. 【補充原則 4-13①】 社外監査役をはじめとする監査役は…の部分について

仮に、「適切に情報入手を行う」という結論を重視するのであれば、監査役に関しては、「社外監査役をはじめとする」は無用であるから削除すべきである。また、「原則には記載されていない補充原則」ということからすれば、4-13①だけ取締役も監査役も社外を強調する必要はない。

以 上